

社会福祉法人 明雄福社会

役員の日当及び旅費規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 明雄福社会の役員（理事・監事）の日当及び旅費について定めることを目的とする。

(日当の規程)

第2条 日当は、一人、13,000円とする。但し、60,000円を上限として、その出席に要した時間等を勘案して支給する。
2書面による議案審議については、1回の書面回答につき13,000円とする。

(旅費の規程)

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、車賃とする。
1、鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ、旅費運賃等により支給する。
2、車賃は、旅行について、路程に応じ、交通事情等をも勘案して、みなしにより支給する。

附 則

この規程は、平成29年 6月25日より施行する。

この規程は、平成29年10月29日より施行する。

この規程は、令和 2年 5月 1日より施行する。